

証券コード 7578
(発送日) 2025年 7 月16日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目 7 番20号

株式会社 ニチリョク

代表取締役社長 渡 邊 将 志

第59期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第59期定時株主総会継続会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本継続会の招集に際しては、電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.nichiryoku.co.jp>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニチリョク」又は「コード」に当社証券コード「7578」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

敬 具

記

1. 日 時 2025年7月31日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー 6階 ステーションコンファレンス東京
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本継続会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

第59期定時株主総会継続会の開催について

当社は、2025年6月27日開催の第59期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）の目的事項のうち、報告事項「第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件」（以下、「本報告事項」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告することができませんでした。

このため、当社は本総会において、本報告事項を目的事項として本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催させていただくこと、ならびに、本継続会の日時及び場所の決定を取締役会にご一任いただくことを、ご出席の株主様にお諮りし、ご承認いただきました。

当社は、2025年6月24日に無限定適正意見が付された監査報告を当社会計監査人から受領し、2025年6月25日に監査役会において当社会計監査人による監査の方法及びその結果は相当であると認められたこと等により、2025年3月期の決算関連手続きが完了いたしましたので、本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしますことを心より深くお詫び申し上げます。

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、依然として資源価格の高止まりや円安傾向の継続により、物価上昇圧力が懸念される一方、個人消費やインバウンド需要の回復、企業収益の改善傾向なども見られ、全体として緩やかな持ち直しの動きが続いております。

当社が属するメモリアル市場では、高齢化の進展が需要の下支え要因となる中、埋葬形態の多様化がさらに進み、特に都市部においては低価格帯の樹木葬への関心が高まっております。さらに、旧来の一般墓の新規購入層は依然として減少傾向が続いております。

一方で、近年では地方にある先祖代々の墓を首都圏近郊へ改葬・引越しするニーズも緩やかに増加しており、当社ではこうした動きに対応してまいりました。

このような状況の中で、お墓事業においては消費者のニーズにより柔軟に 대응するため、既存霊園の改造、増設を行うと同時に旧来の一般墓や国産墓石の販売強化や新たに境内墓地の取り扱いを行うと共に、供養の全てを網羅した納骨堂(室内陵墓)の販売拡大に取り組んでまいりましたが、全般的に販売に苦戦しました。

葬祭事業においては、超高齢化社会の進行に伴い葬儀の簡素化が定着傾向にある一方で、コロナ禍を経たご葬家の価値観の変化により、通夜式を含む本格的な葬儀への回帰の兆しも見られてはいましたが、引き続きインターネット媒体を中心とした同業者間の価格競争により施行単価が伸び悩む傾向は依然としてあります。また、同業者間の会館のドミナント戦略の激化により、件数でも苦戦しました。

当社では、「後悔のない葬儀式」の提供を軸とした差別化施策を進めるとともに、幅広いお客様のニーズに対応し受注件数・売上高の回復に努めております。

終活ビジネスにおいては、具体的な施策として、増加する高齢単身世帯や身寄りのない方々へのご相談に対応するため、2023年12月に発表した「ニトリョクの安心サポート・パックプラン」を引き続き注力しております。これは、核家族化の進行や配偶者との離別、婚姻率の低下等によりひとり暮らしの高齢者は年々増加しており、当社にも「頼れる(または頼りたい)身内がおらず、自分が亡くなった時、誰に頼めば良いか分からない。」、「伴侶に先立たれ、子供もいないので今後のことが心配。」とのご相談が多いからです。

全社的なマーケティング戦略としては、引き続き季刊の会報誌の配布を継続するとともに、終活セミナーや地域連携イベントの開催頻度を高め、会員組織「さくら・あおい倶楽部」を中心とした販売促進を展開しております。

会員向けには、墓石・納骨堂・仏壇・葬儀サービスを会員価格で提供するほか、終活相談から葬儀後の諸手続きまでを支援する「総合シニアライフサポート企業」としての機能強化を進めております。

また、販売費及び一般管理費の低減に努めたものの、競争激化による売上高の減少を補うことはできず、営業赤字となりました。さらに、霊園在庫の評価損や繰延税金資産調整により、2億7千1百万円の当期純損失を計上することとなりました。厳しい環境の中、流動負債は、有利子負債の減少等により、2億4千万円減少し、22億7千万円となりました。この結果、自己資本比率は60.2%から61.3%へと上昇し、引き続き財務の健全化に取り組んでおります。

以上の結果、当事業年度の売上高は22億4千2百万円（前事業年度比21.4%減）、営業損失は9千8百万円（前事業年度は営業利益2億8千4百万円）、経常損失は1億4千7百万円（前事業年度は経常利益2億2千万円）、当期純損失は2億7千1百万円（前事業年度は当期純利益2億7千9百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

お墓事業（屋外墓地）におきましては、高齢者の増加により成約件数は堅調に推移しているものの、埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化に伴い、高価格となる旧来の一般墓の購入層は年々減少傾向にあります。

一方で、「信頼できるお寺に永代にわたる供養を託したい」「近隣で良いお寺があれば、ご先祖を含め永続的に供養をお願いしたい」という消費者ニーズに応えるため、2023年11月より本格展開を開始した「境内墓地」の販売に注力しております。

しかしながら、当事業年度は、低価格からの脱却に苦戦し、また、主要霊園の在庫の減少が販売件数の低下につながりました。

この結果、お墓事業（屋外墓地）の売上高は、6億8千4百万円（前事業年度比35.6%減）となりました。

お墓事業（納骨堂）におきましては、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑」（東京都港区）および第七号「大須陵苑」（名古屋市中区）において、販売受託事業を継続しております。いずれも、主要駅から徒歩圏内に位置し、都市部におけるアクセス性の高さと、消費者が受け入れやすい価格且つ価値観を超える現代的設備を備えた重厚な施設設計により、消費者のニーズに応える都市型納骨堂として高い評価をいただいております。

特に赤坂一ツ木陵苑では、デジタルサイネージ機能「家系樹」を導入しており、家系図や故人情報を表示できるパネル型のタッチ端末サービスは、今後の納骨堂収益に寄与するものと確信をもって提供しております。

名古屋では、CBCラジオでの定期的な放送枠を得て、ニチリョクの納骨堂、ニチリョクの終活の告知を実施しており、顧客の誘致につながるものと考えております。

この結果、お墓事業(納骨堂)の売上高は販売強化に努めたものの、件数が僅かながらの減少となり、1億6千1百万円(同7.6%減)となりました。

葬祭事業におきましては、高齢化の進行を背景に死亡者数は引き続き高水準で推移しているものの、直近では一部地域での微減や、葬儀形式の簡素化の影響もあり、市場全体としては価格競争が続く傾向にあり、成長速度は著しく鈍化したととらえております。

こうした環境下においても、当社は「後悔のない葬儀式」の提供を基本方針とし、ご葬家の価値観や想いに応える多様なプランの開発を進めることで、低価格競争からの脱却を図り、単なる価格訴求に頼らない提案型営業の強化に取り組むとともに、体験価値の向上や紹介顧客の創出においては、サービスレベルの向上が重要であると認識しております。このため、対応スタッフの育成および研修体制を強化し、一定の受注件数と顧客満足度を維持しながら、事業の収益性向上を図ってまいりました。

しかし、直葬の増加、低価格葬儀からの完全な脱却まで至らず、同業者間の価格競争により施行単価が伸び悩む傾向は依然としてあります。また、同業者間の会館のドミナント戦略の激化により、件数でも苦戦しました。

稼働率の向上と会館運営の効率化を実現するために、2025年12月には横浜市鶴見区での新会館開業に向けて着手をしております。これにより、より地域に密着にしたビジネス展開を推進し、業績の安定と持続的な成長を目指します。

また、2023年6月より開始した「本堂葬儀」につきましては、仏教の伝統的な法式に則り、由緒ある寺院の本堂にて執り行う格調高い葬儀は、本来の葬儀の形としてご葬家より高い評価をいただいております。引き続き提携寺院の開発を実施し、葬儀単価を上げ、売上高の増加を目指してまいります。

この結果、前事業年度に比べ死亡者数が横ばいであったものの、単価・件数が共に減少したことにより、葬祭事業の売上高は、13億9千6百万円(同13.5%減)となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第58期 (2024年3月期) (前事業年度)		第59期 (2025年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
お墓事業(屋外墓地)	1,062百万円	37.3%	684百万円	30.5%	△378百万円	△35.6%
お墓事業(納骨堂)	175	6.1	161	7.2	△13	△7.6
葬祭事業	1,614	56.6	1,396	62.3	△218	△13.5
合計	2,852	100.0	2,242	100.0	△609	△21.4

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、4百万円であります。

その主なものは、葬祭事業のラステル新横浜（神奈川県横浜市）の設備工事費用（1百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額5億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 6 期 2022年 3 月期	第 5 7 期 2023年 3 月期	第 5 8 期 2024年 3 月期	第 5 9 期 (当事業年度) 2025年 3 月期
売 上 高 (百万円)	2,979	3,223	2,852	2,242
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	184	137	220	△147
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	129	118	279	△271
1 株当たり当期純利益又 は 1 株当たり当期純損失 (円) (△)	9.54	7.77	17.53	△16.92
総 資 産 (百万円)	9,467	8,910	8,067	7,475
純 資 産 (百万円)	4,313	4,539	4,856	4,585
1 株当たり純資産 (円)	292.84	289.11	303.12	286.24

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社はバリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合の無限責任組合員である株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズであります。

同組合は、当社の株式7,023千株(議決権比率43.8%)を保有しております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社と当社間において特別な取引関係はありませんが、当社経営に対する適切な意見を得ております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

(4) 対処すべき課題

お墓事業(屋外墓地)につきましては、埋葬の選択肢の多様化に伴い低価格帯の樹木葬等の需要が増加していることから、募集販売を受託している既存霊園の改造や増設、業務提携先である株式会社アンカレッジが得意とする花と眠る境内型樹木葬を共同開発すると同時に、墓じまい、旧来の一般墓や国産墓石、新たな施策である境内墓地を含め販売力の強化に努めて参ります。

お墓事業(納骨堂)につきましては、劇的な集客、販売力の回復には一定期間かかることを想定しております。

消費者ニーズを見極め、抜本的に広告及び販売戦略を見直し、継続して収益を追求できる体制を再構築して参ります。

葬祭事業につきましては、受注拡大のため生前予約をいただくことは不可欠であります。

その会員組織である「さくら倶楽部」及び「あおい倶楽部」の新規会員獲得と共に、会員に向けた春夏秋冬に発行する会報の配布、充実した終活セミナーやイベントの開催等、潜在顧客を受注に繋げる施策を行って参ります。

また、より魅力的な葬儀プランを開発し、低価格競争からの脱却を図ると共に、さくら・あおい倶楽部会員以外の一般顧客からの受注拡大に努め、当社の中核をなす事業となるよう推進すると同時に、終活や葬儀後の諸手続きを総合的にお手伝いする「総合シニアライフサポート企業」として発展することを目指して参ります。

財務面につきましては、現在及び将来に亘って必要な営業活動資金及び有利子負債の返済等に備えるため、資本の増強をはじめ、営業活動により得られたキャッシュ・フロー、金融機関からの借入や社債の発行等を基本としております。

当社は、2020年以降、コロナ禍からの回復に伴う事業の正常化を図るとともに、銀行の支援を受けながら、過剰債務の解消に向けた着実な取組みを続けてまいりました。

事業の正常化と債務返済は一定の進展を見せたものの、返済を優先した資金運用の影響により手元流動性は低く抑えられた状態が続いておりました。

このような状況下で、2025年3月期には営業損失を計上し、個別注記表「13. 重要な後発事象に関する注記（重要な後発事象）」に記載の通り、2025年5月に第三者割当による増資を実施したものの、先行きの不透明感が払拭できず、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の施策を行うことにより、経営構造の抜

本的な改革と持続的成長に向けた再構築に取り組んで参ります。

① 収益力の再強化となる都市型納骨堂の安定収益化

今回の増資で取得予定の「都市型納骨堂事業（文京区）」は、すでに実稼働しており、収益性の高い物件であることから、当該物件を中核とした自社販売体制の強化・販売促進策との連動により、短期的なキャッシュ創出源として活用し、当社の主力事業の収益力を早期に再構築いたします。

② 販売戦略の改革とマーケティング投資の再設計

今後は、コストを抑えながら効率的に集客できる広告戦略と、会員制度・セミナーなどの再設計を進め、マーケティングの費用対効果を高めることにより、高額な広告投下から脱却し、「来ていただける・選ばれる」導線づくりへ転換して参ります。

③ 財務の安定化と自己資本比率の回復

今回の増資により、自己資本比率と短期流動性の改善が可能となり、債務依存からの段階的脱却が可能となることから、今後は、フリーキャッシュフローの創出と財務レバレッジの適正化を両立させる運営方針を徹底して参ります。

④ ガバナンスと経営執行の一体化

営業、開発、経営管理の各部門間の情報を連携し、「数字に基づく意思決定」「迅速な執行・検証」のPDCA体制を更に強化するため、役員会・経営会議の機能を見直し、経営陣のリーダーシップと現場実行力の両立を図ります。

⑤ 企業価値と信頼回復への着実な歩み

増資を機に、短期的な収益改善とともに、透明性の高い情報発信・実行力のある経営体制の構築を通じて、株主・金融機関・取引先との信頼関係の回復を着実に図って参ります。

これらの施策を通じて、ニチリョクは「総合シニアライフサポート企業」としての原点に立ち返りながら、変化する社会課題に対応する持続可能な企業への転換を実現して参ります。

また、当事業年度においては、決算確定業務の大幅な遅延が生じました。

経理組織の脆弱性を認識しながらも、その是正の取組みは十分ではありませんでした。

再発防止策として、経理組織の人材を含めた再構築、業務処理の再検討及び監査体制の強化を実施して参ります。

(5) 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業区分	事業内容
お墓事業 (屋外墓地)	墓地・墓石の企画、販売、施工、解体、霊園管理受託
お墓事業 (納骨堂)	納骨堂の企画、販売及び管理受託
葬祭事業	葬儀・法事の施行、仏壇・仏具・返礼品の販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2025年3月31日現在)

本社 社：東京都中央区八重洲一丁目7番20号
日 出 工 場：東京都西多摩郡日の出町大久野7012
ラ ス テ ル 久 保 山：神奈川県横浜市西区境之谷4番2号
ラ ス テ ル 新 横 浜：神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目15番19号
支 店：多摩、横浜、東葛、朝霞、赤坂、名古屋
営 業 所：京都、大阪
管 理 事 務 所：多摩、西日暮里、高島平

(7) 使用人の状況 (2025年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
101 (47)名	2名増 (1名減)	44.8歳	5.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高
シンジケートローン	1,079,318千円
株式会社三井住友銀行	564,278
東京信用金庫	283,213
株式会社横浜銀行	106,580
株式会社第四北越銀行	93,151
株式会社千葉銀行	68,756

- (注) 1. シンジケートローンは、東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする計9行からの協調融資によるものであります。
2. 当社は運転資金の安定的且つ効率的な調達を行うため、計3行からなる借入極度額500,000千円のコミットライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は500,000千円であり、株式会社三井住友銀行の借入金残高に含まれております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 50,000,000株

② 発行済株式の総数 16,030,005株

③ 株主数 4,110名

④ 単元株式数 100株

⑤ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
バリュートップ・ファンド 投資事業有限責任組合	7,023千株	43.84%
阪 田 和 弘	200千株	1.24%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	200千株	1.24%
BNP PARIBAS, TAIPEI BRANCH	184千株	1.14%
青 柳 弘 昭	176千株	1.10%
北 口 敏 文	171千株	1.06%
BARCLAYS CAPITAL SECURITIES LIMITED	157千株	0.98%
ニチリョク役員持株会	123千株	0.77%
マネックス証券株式会社	103千株	0.64%
黒 須 友 香	100千株	0.62%

（注）持株比率は自己株式（9,665株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	篠 田 丈	株式会社T&Rホールディングス 代表取締役 株式会社アリストゴラ・アドバイザーズ 代表取締役会長 株式会社アリストゴラ・フィナンシャル・サービス 会長 アリストゴラ・インターナショナルPte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役 アリストゴラ・アセットマネジメントPte. Ltd. (シンガポール法人) 取締役 Aristagora VC Israel GP Ltd. (ケイマン法人) 取締役 株式会社メディネット 社外取締役
代表取締役社長	三 浦 理 砂	営業本部長
常 務 取 締 役	尾 上 正 幸	営業サポート本部長兼経営統括本部長
取 締 役	古 内 耕太郎	経営デザイン・Partners株式会社 代表取締役社長 株式会社CEOキッズアカデミー 取締役 株式会社花田工務店 社外取締役 学校法人茂来学園 監事
取 締 役	渡 邊 将 志	渡邊将志オフィス株式会社 代表取締役社長 株式会社エブコ 社外取締役 法政大学大学院 イノベーション・マネジメント 研究科(MBA) 兼任講師
取 締 役	勝 又 夕 紀	有限会社Office9 代表取締役社長 有限会社ボアミュージック 代表取締役社長
常 勤 監 査 役	宮 下 利 明	
監 査 役	野 口 和 弘	野口和弘公認会計士事務所 所長 ネットワークシステムズ株式会社 社外取締役
監 査 役	武 田 和 大	医療法人伊部皮膚科クリニック 監事 株式会社Zugzwang 監査役

- (注) 1. 取締役古内耕太郎氏、渡邊将志氏及び勝又夕紀氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野口和弘氏及び武田和大氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野口和弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役武田和大氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①取締役相談役杉本卓士氏は2024年8月31日付で、辞任いたしました。
 - ②常務取締役経営統括本部長五嶋美樹氏は2024年11月30日付で、辞任いたしました。
 - ③社外取締役瀧上眞次氏は2025年1月29日付で、逝去のため退任いたしました。
 - ④2024年6月27日開催の第58期定時株主総会において、三浦理砂氏は新たに取締役に選任され就任いたしました。
6. 当事業年度中の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりであります。
- ①社外監査役武田和大氏は、2024年7月1日付で株式会社Zugzwangの監査役に就任いたしました。
 - ②常務取締役尾上正幸氏は、2024年6月14日付でマーケティング本部長兼葬祭事業本部長兼葬祭3部長に、2024年7月1日付で営業サポート本部長に、2024年12月1日付で営業サポート本部長兼経営統括本部長に就任いたしました。
 - ③取締役三浦理砂氏は、2024年7月1日付で代表取締役社長に就任いたしました。
7. 当社は、社外監査役野口和弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

また、2025年1月29日をもって社外取締役を退任いたしました瀧上眞次氏との間で同様の契約を締結しておりました。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	78,173 (14,358)	78,173 (14,358)	— (—)		9 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	14,050 (6,250)	14,050 (6,250)	— (—)		3 (2)
合 計 (うち社外役員)	92,223 (20,608)	92,223 (20,608)	— (—)		12 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額12,648千円(取締役9名に対し11,798千円(うち社外取締役4名933千円)、監査役3名に対し850千円(うち社外監査役2名250千円))が含まれております。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役は1名)であります。

監査役の報酬限度額は、1995年6月30日開催の第29期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役ごとの報酬限度額を決定しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化及び株主の皆様との価値共有を狙いとして設定しており、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給するものとしております。

b. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、中長期の企業価値向上を考慮し、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等は、月例の基本報酬と、半期毎に業績等を考慮して決定する賞与で構成されております。

当該取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容（報酬付与の時期・条件を含む。以下同じ。）の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、その具体的内容の決定に際しては、各取締役の役位、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案しております。

また、取締役会は、代表取締役社長による上記決定が適切に行われるよう、各取締役の報酬等の内容について、代表取締役社長及び社外取締役2名から構成される任意の報酬委員会に諮問するものとし、代表取締役社長は、同報酬委員会の答申の内容を最大限尊重し、報酬等の具体的内容を決定しております。

なお、社外取締役及び監査役については業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、同報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については、上記のとおり基本報酬のみを支給しております。1995年6月30日開催の第29期定時株主総会で年額50,000千円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長営業本部長三浦理砂に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役古内耕太郎氏は、経営デザイン・Partners株式会社の代表取締役社長、株式会社CEOキッズアカデミーの取締役、株式会社花田工務店の社外取締役及び学校法人茂来学園の監事であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役瀧上眞次氏は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズのエグゼクティブアドバイザー、タイ・デザイン社の日本代表及び株式会社メディネットの常勤社外監査役であります。当社は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズが無限責任組合員として組成するバリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合との間に資本提携契約を締結しており、同社は当社の親会社であります。同社以外の各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役渡邊将志氏は、渡邊将志オフィス株式会社の代表取締役社長、株式会社エブコの社外取締役及び法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科(MBA)の兼任講師であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役勝又タ紀氏は、有限会社Office 9及び有限会社ボアミュージックの代表取締役社長であります。当社は、有限会社Office 9との間に広告制作の取引関係があります。有限会社ボアミュージックと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役野口和弘氏は、野口和弘公認会計士事務所の所長及びネットワークシステムズ株式会社の社外取締役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役武田和大氏は、医療法人伊部皮膚科クリニックの監事及び株式会社Zugzwangの監査役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役・監査役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古内耕太郎	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席いたしました。主に葬祭業界最大手の元経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に葬祭事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	瀧上 眞次	当事業年度に開催された取締役会13回のうち9回に出席いたしました。主に長年に亘る企業経営者としての幅広い見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	渡邊 将志	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに出席いたしました。主に広報IRや新規事業、新商品の開発等の分野において経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社事業の新分野について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	勝又 夕紀	当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席いたしました。主に雑誌等の企画プロデュースや文化人マネジメントの分野において経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社事業のマーケティングについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	野口 和弘	当事業年度に開催された取締役会13回のうち10回に、また、監査役会14回のうち13回に出席いたしました。公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	武田 和大	当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制、監査結果についての意見交換等、専門的な見地から適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称

監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,500千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は会計監査人の解任、不再任等の決定の方針を次のとおりとしております。

- ① 会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。
- ② 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び監査契約に違反した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。
- ③ 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とする定例の「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、全社の法令及び定款の遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ロ. 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、ホットラインを設置し運営する。また是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
- ハ. 内部監査室は、全社の法令及び定款の遵守体制の問題及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ニ. 当社は、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し、不当要求に応じない。
- ホ. 当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）、その他の情報の取扱いについて「文書管理規程」を整備し、これらの情報の保存及び管理体制を構築する。
- ロ. 当社は取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報は、取締役または監査役からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署において対応策の検討を行う。また、全社的に重大な損害を与えるリスクについては、取締役会において対応策の検討を行う。
- ロ. 万一、損失の危険が発生した場合においても、取締役会がその対応を統括することで被害の最小化を図る。
- ハ. 内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規定を定めるとともに、取締役会を原則として月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ロ. 経営効率の向上及び意思決定の迅速化を図るため、取締役、監査役、執行役員及び各部長からなる経営会議を原則として月 1 回開催し、当社の全般的な重要事項について審議する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役スタッフは、監査役の職務を補助するときは、取締役の指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役会及び重要な経営会議については、監査役の出席を確保する。

ロ. 取締役及び使用人は、経営、業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大な法令違反行為等を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。

ハ. 監査役の要請に応じ、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保・啓蒙するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を当事業年度において4回開催いたしました。

当委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し、違反事案や内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議等も併せて行っております。

使用人に対しては、コンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的を実施しております。

② リスク管理体制の強化

当社は、リスク管理の方針を定め、取締役会においてリスク管理に係る評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めております。

③ 内部統制システム

当社は、内部監査室による業務及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っており、当事業年度においては、開示すべき重要な不備及び欠陥はございませんでした。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。

監査役会は当事業年度において14回開催し、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要な会議に出席し情報収集に努め、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないかを監査しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当の年1回の剰余金の配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、消費者ニーズに応える商品開発体制を強化するために有効投資して参りたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度におきましては、手元流動性資金の確保、財務基盤の改善並びに売上高拡大に向けた投資や積極的なプロモーション活動等の事業資金確保が最優先であると判断したことから、誠に遺憾ではございますが、期末配当につきましては無配とさせていただきます。

抜本的な事業構造改革により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	632,649	流 動 負 債	2,270,837
現 金 及 び 預 金	107,064	買 掛 金	60,717
完 成 工 事 未 収 入 金	7,841	短 期 借 入 金	1,858,267
売 掛 金	175,565	未 払 金	61,103
永 代 使 用 権	139,420	未 払 法 人 税 等	21,943
未 成 工 事 支 出 金	100,601	未 成 工 事 受 入 金	105,466
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	47,426	預 り 金	48,773
そ の 他	54,817	賞 与 引 当 金	52,731
貸 倒 引 当 金	△89	そ の 他	61,833
固 定 資 産	6,840,125	固 定 負 債	619,285
有 形 固 定 資 産	1,524,319	長 期 借 入 金	361,268
建 物	365,012	退 職 給 付 引 当 金	113,974
構 築 物	3,054	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	66,428
機 械 装 置	582	そ の 他	77,614
車 輜 運 搬 具	0	負 債 合 計	2,890,123
工 具 器 具 備 品	702	純 資 産 の 部	
土 地	1,153,537	株 主 資 本	4,585,650
建 設 仮 勘 定	1,430	資 本 金	1,865,754
無 形 固 定 資 産	10,744	資 本 剰 余 金	1,516,994
ソ フ ト ウ ェ ア	10,744	資 本 準 備 金	1,516,994
投 資 そ の 他 の 資 産	5,305,060	利 益 剰 余 金	1,205,692
出 資 金	6,130	利 益 準 備 金	96,139
長 期 貸 付 金	23,377	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,109,553
長 期 前 払 費 用	5,572	別 途 積 立 金	1,260,000
保 険 積 立 金	29,491	繰 越 利 益 剰 余 金	△150,446
差 入 保 証 金	4,883,769	自 己 株 式	△2,790
長 期 未 収 入 金	346,434	純 資 産 合 計	4,585,650
そ の 他	71,528	負 債 純 資 産 合 計	7,475,774
貸 倒 引 当 金	△61,244		
繰 延 資 産	3,000		
開 発 費	3,000		
資 産 合 計	7,475,774		

(注) 金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,242,603
売 上 原 価		682,441
売 上 総 利 益		1,560,162
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,658,310
営 業 損 失		△98,148
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	715	
そ の 他	30,450	31,165
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,434	
そ の 他	24,741	80,176
経 常 損 失		△147,158
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	435	
固 定 資 産 除 却 損	0	
霊 園 開 発 中 止 損	9,414	
減 損 損 失	32,932	42,782
税 引 前 当 期 純 損 失		△189,941
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,322	
法 人 税 等 調 整 額	71,749	81,072
当 期 純 損 失		△271,014

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から)
(2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金	利 益 剰 余 金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	1,865,754	1,516,994	96,139	1,260,000	120,567	1,476,706	△2,790	4,856,665
当事業年度変動額								
剰余金の配当								
当期純損失					△271,014	△271,014		△271,014
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）								
当事業年度変動額合計	—	—	—	—	△271,014	△271,014	—	△271,014
当事業年度末残高	1,865,754	1,516,994	96,139	1,260,000	△150,446	1,205,692	△2,790	4,585,650

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当事業年度期首残高	△590	△590	4,856,074
当事業年度変動額			
剰余金の配当			
当期純損失			△271,014
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）	590	590	590
当事業年度変動額合計	590	590	△270,423
当事業年度末残高	—	—	4,585,650

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 継続企業の前提に関する注記

当社は、2020年以降、コロナ禍からの回復に伴う事業の正常化を図るとともに、銀行の支援を受けながら、過剰債務の解消に向けた着実な取組みを続けてまいりました。

事業の正常化と債務返済は一定の進展を見せたものの、返済を優先した資金運用の影響により手元流動性は低く抑えられた状態が続いておりました。

このような状況下で、2025年3月期には営業損失を計上し、「13. 重要な後発事象に関する注記（重要な後発事象）」に記載の通り、2025年5月に第三者割当による増資を実施したものの、先行きの不透明感が払拭できず、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、当該状況を解消すべく、以下の施策を行うことにより、経営構造の抜本的な改革と持続的成長に向けた再構築に取り組んで参ります。

① 収益力の再強化となる都市型納骨堂の安定収益化

今回の増資で取得予定の「都市型納骨堂事業（文京区）」は、すでに実稼働しており、収益性の高い物件であることから、当該物件を中核とした自社販売体制の強化・販売促進策との連動により、短期的なキャッシュ創出源として活用し、当社の主力事業の収益力を早期に再構築いたします。

② 販売戦略の改革とマーケティング投資の再設計

今後は、コストを抑えながら効率的に集客できる広告戦略と、会員制度・セミナーなどの再設計を進め、マーケティングの費用対効果を高めることにより、高額な広告投下から脱却し、「来ていただける・選ばれる」導線づくりへ転換して参ります。

③ 財務の安定化と自己資本比率の回復

今回の増資により、自己資本比率と短期流動性の改善が可能となり、債務依存からの段階的脱却が可能となることから、今後は、フリーキャッシュフローの創出と財務レバレッジの適正化を両立させる運営方針を徹底して参ります。

④ ガバナンスと経営執行の一体化

営業、開発、経営管理の各部門間の情報を連携し、「数字に基づく意思決定」「迅速な執行・検証」のPDCA体制を更に強化するため、役員会・経営会議の機能を見直し、経営陣のリーダーシップと現場実行力の両立を図ります。

⑤ 企業価値と信頼回復への着実な歩み

増資を機に、短期的な収益改善とともに、透明性の高い情報発信・実行力のある経営体制の構築を通じて、株主・金融機関・取引先との信頼関係の回復を着実に図って参ります。

これらの施策を通じて、ニチリョクは「総合シニアライフサポート企業」としての原点に立ち返りながら、変化する社会課題に対応する持続可能な企業への転換を実現して参ります。

しかしながら、上記の施策は実施途上にあるため、収益性の改善状況や販売状況等によっては、依然として手元流動性資金の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類には反映しておりません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 永代使用権、未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ① 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- ② 株式交付費 3年間で均等償却しております。
- ③ 開発費 5年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、事業年度における支給見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

- | | |
|---------------|--|
| ⑤ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| ⑥ 霊園開発評価損失引当金 | 霊園開発投資案件の進捗状況を勘案し、個別に回収可能性を判断し、評価損失見込額を計上しております。 |

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- | | |
|---------------|--|
| ① ヘッジ会計の方法 | 繰延ヘッジ処理によっております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金 |
| ③ ヘッジ方針 | 当社内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |

(6) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① お墓事業

お墓事業においては、主に屋外墓地における墓地(永代使用权)の募集代行並びにそれに付随する墓石の製造及び販売、納骨堂における募集代行を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、墓石工事は工事完成時点、納骨堂は販売価格の顧客による全額入金を確認の上、商品（区画）を引き渡す時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、霊園管理業務に係る収益は、霊園の経営主体から受託する霊園維持管理であり、経営主体との業務提携契約に基づいて維持管理を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間に亘り履行義務を充足するものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

② 葬祭事業

葬祭事業においては、主に葬儀、法要のサービスの提供であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、葬儀、法要の施行時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

5. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来事業計画を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来事業計画における主要な仮定は、お墓事業における既存霊園の改造や増設等を考慮した成約件数、葬祭事業における営業活動強化施策を考慮した受注件数及び過去の実績に基づく施行単価であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	282,390千円
土地	905,956千円
計	1,188,347千円

② 担保に係る債務

短期借入金	1,148,899千円
長期借入金	263,173千円
計	1,412,073千円

(注) 短期借入金には、1年内返済予定の長期借入金648,899千円が含まれております。

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,301,182千円

(3) 保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

宗教法人威徳寺（金融機関等からの借入に対する保証） 431,901千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	16,030,005株
------	-------------

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式	9,665株
------	--------

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	3,990千円
貸倒引当金	18,235千円
繰越欠損金	271,888千円
退職給付引当金	35,924千円
役員退職慰労引当金	20,938千円
貸倒損失	416千円
賞与引当金	16,621千円
減損損失	13,347千円
その他	114,680千円
繰延税金資産小計	496,042千円
評価性引当額	△496,042千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度につきましては税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先宗教法人等に対し長期貸付を行なっております。差入保証金は、霊園の募集及び墓石工事施工権利の確保を目的として霊園経営主体に差し入れております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に事業投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後6年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行なっております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価(*1)	差 額
① 長期貸付金 (*2)	15,551	12,820	△2,731
② 差入保証金 (*3)	4,831,126	4,040,372	△790,754
③ 長期未収入金 (*2)	310,142	238,475	△71,667
④ 長期借入金 (*4)	(1,681,331)	(1,679,496)	△1,835

(*1)負債項目については()で示しております。

(*2)長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3)差入保証金については、個別に計上している貸倒引当金及び敷金等の非営業保証金を控除しております。

(*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金 (1,320,063千円)を含んで表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル 1	レベル 2	レベル 3	合計
長期貸付金	—	12, 820	—	12, 820
差入保証金	—	4, 040, 372	—	4, 040, 372
長期未収入金	—	238, 475	—	238, 475
長期借入金	—	1, 679, 496	—	1, 679, 496

(注) 時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の新規貸付若しくは与信供与を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル 2 の時価に分類しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

重要性のある取引がないため、記載を省略しております。

(2) 親会社情報

バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合

無限責任組合員 株式会社アスタゴラ・アドバイザーズ

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	569,922	15,376	—	585,298
霊園管理費	49,962	43,173	—	93,136
募集手数料	8,077	96,821	—	104,898
納骨手数料	16,640	3,395	—	20,035
葬儀、法要	—	—	1,357,849	1,357,849
その他	39,563	2,961	38,859	81,384
顧客との契約から生じる収益	684,165	161,728	1,396,709	2,242,603
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	684,165	161,728	1,396,709	2,242,603

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、商品及びサービスの引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の未成工事受入金105,466千円及び預り金48,773千円のうち29,341千円が含まれております。

当社は、残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年の間で収益を認識することを見込んでおります。

12. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 286円24銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 16円92銭 |

13. 重要な後発事象に関する注記

(重要な後発事象)

(第三者割当による新株式の発行及び第3回新株予約権の発行の払込完了)

当社は、2025年4月15日開催の取締役会において決議いたしました、(1)株式会社フレシード、Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund(以下「LCA0」といいます。)及びMAP246 Segregated Portfolio(以下「MAP246」といいます。)に対する第三者割当による新株式、並びに(2)LCA0及びMAP246に対する第3回新株予約権の発行に関し、2025年5月1日付で払込が完了しております。

第三者割当による新株式の発行の概要は以下のとおりであります。

① 払込期日	2025年5月1日
② 発行新株式数 (募集株式の数)	普通株式1,363,500株
③ 発行価額	1株につき金110円
④ 調達資金の額	149,985,000円
⑤ 募集又は割当方法 (割当先)	第三者割当の方法によります。 フレシード 454,500株 LCA0 772,700株 MAP246 136,300株
⑥ その他	本株式第三者割当については、金融商品取引法による届出の効力が発生していることを条件とします。

第3回新株予約権の発行の概要は以下のとおりであります。

① 割当日	2025年5月1日
② 新株予約権の総数	23,971個
③ 発行価額	総額1,054,724円(新株予約権1個当たり44円)
④ 当該発行による 潜在株式数	2,397,100株(新株予約権1個につき100株) 本新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択決議(以下に定義します。)をした場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合、上限行使価額はありません。下限行使価額は146円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤ 調達資金の額	351,031,324円(注)

⑥ 行使価額及び 行使価額の修正条件	当初行使価額は146円とします。 本新株予約権については、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」といいます。）において行使価額の修正が生じることとすることができます（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日目以降（なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。以下同じです。）本新株予約権の行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、修正日に、修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に本新株予約権の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとします。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は、当初行使価額と同じ146円に設定されていることから、本新株予約権の行使は全て当初行使価額以上の水準でのみ行われることとなります。
⑦ 募集又は割当方法 （割当先）	第三者割当の方法によります。 LCA0 20,376個 MAP246 3,595個
⑧ その他	当社は、本新株予約権の割当先との間で、2025年5月1日付で、下記【ご参考】に記載する行使停止指定条項、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要する旨の譲渡制限条項等を規定する本新株予約権に係る新株予約権引受契約を締結いたしました。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を合算した金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少する可能性があります。なお、上記調達資金の額の計算に際して用いられている本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権が全て当初行使価額で行使さ

れたと仮定した場合の金額であり、実際の調達金額は本新株予約権の行使時における市場環境により変化する可能性があります。

【ご参考】

① 行使停止指定条項

当社は、随時、何回でも、本新株予約権の割当先に対して、本新株予約権の行使の停止を要請する期間（以下「行使停止期間」といいます。）を定めることができます。

当社は、行使停止期間を定めたときは、当該行使停止期間の初日の3取引日前の日までに、これを本新株予約権の割当先に通知します（かかる通知を、以下「行使停止要請通知」といいます。）。

行使停止要請通知がなされた場合には、本新株予約権の割当先は、当該行使停止要請通知に記載された行使停止期間中、本新株予約権の行使を行わないものとします。

当社は、本新株予約権の割当先に対し、書面による通知を行うことにより、行使停止要請通知を撤回することができます。

② 譲渡制限条項

本新株予約権の割当先は、当社の事前の書面による承認なく、本新株予約権を譲渡することができないものとします。

③ 本新株予約権の取得請求条項

当社は、本新株予約権の行使期間の末日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、残存する全ての本新株予約権を、本新株予約権の割当先から買い取るものとします。

14. その他の注記

（財務制限条項）

(1) 東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高10億7千9百万円、コミットメントライン借入金残高5億円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：会社の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：決算数値において

a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年3月期第3四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。

b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

c. 単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債E B I T D A倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。

有利子負債E B I T D A倍率＝（短期借入金＋1年以内返済予定の長期借入金＋1年内償還予定の社債＋長期借入金＋社債＋リース債務）÷（営業損益＋減価償却費）

(2) 宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高4億3千1百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：借入人または保証人の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：保証人の決算数値において

a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。

b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年 6 月 24 日

株 式 会 社 ニ チ リ ョ ク
取締役会 御中

監 査 法 人	ハ イ ビ ス カ ス
東 京	事 務 所
指 定 社 員	公 認 会 計 士
業 務 執 行 社 員	阿 部 海 輔
指 定 社 員	公 認 会 計 士
業 務 執 行 社 員	森 崎 恒 平

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリョクの2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年3月期に営業損失を計上し、2025年5月に第三者割当による増資を実施したものの、先行きの不透明感が払拭できず、依然として資金の手元流動性の確保に支障が生じる可能性があることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に該当し、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されている通り、会社は、2025年4月15日開催の取締役会において、第三者割当により発行される新株式の発行及び新株予約権の発行を決議し、2025年5月1日付で全額の払い込みが完了している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書

類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告書に記載の通り、当該事業年度に決算報告の大幅な遅延が生じました。

本件につきましては、業務執行の体制及びその強化を抜本的に図り、適正な内部統制の整備・運用を図ることを確認しています。

監査役会としてもこれに基づく改善が確実に行われていることを検証して参ります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月25日

株式会社ニチリョク 監査役会

常勤監査役 宮 下 利 明 ㊞

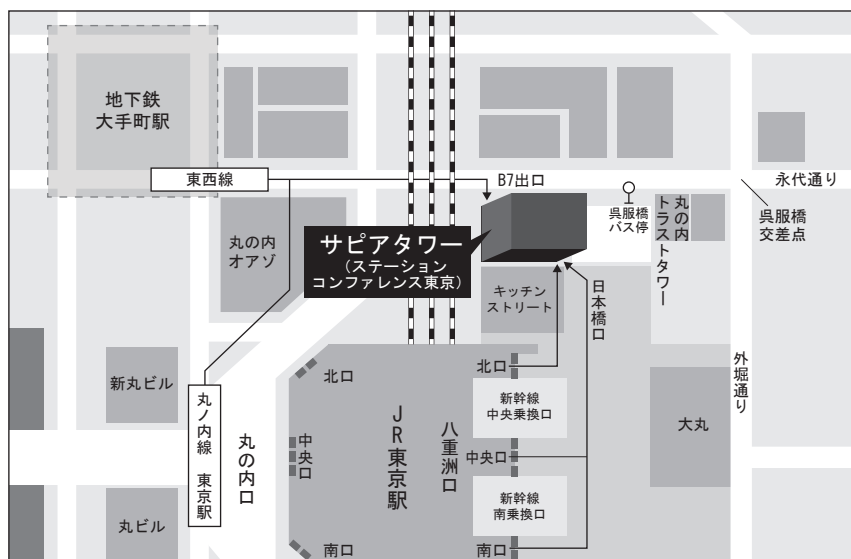
社外監査役 野 口 和 弘 ㊞

社外監査役 武 田 和 大 ㊞

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー 6階
ステーションコンファレンス東京
電話 03-6888-8080



(最寄駅)

J R 東京駅日本橋口直結 八重洲北口改札徒歩2分
東京メトロ東西線大手町駅B7出口直結